

寄附金についての税制上の優遇措置

公益社団・財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、税制上の優遇制度が認められている。

個人からの寄附（1. 又は2. のいずれか適用）

【所得税】

1. 所得控除

全ての公益社団・財団法人への寄附が対象

2. 税額控除

一定の要件（PST要件）を満たしていることの証明を受けた公益社団・財団法人への寄附が対象

【パブリックサポートテスト（PST要件）とは】

法人の過去の実績において以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

<要件1> 実績判定期間における、3000円以上の寄付者数が「実績判定期間年数×100人以上」

（平成28年度より一部緩和）

<要件2> 実績判定期間における「受入寄附金総額／総収入額が20%以上」